

香川県病院内保育所運営費補助金交付要綱

(通則)

- 1 香川県病院内保育所運営費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱、地域医療介護総合確保基金管理運営要領及び香川県補助金等交付規則（平成15年規則第28号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、県内の医療施設に勤務する医療従事者のために、保育施設（以下「病院内保育所」という。）を運営する事業に対して交付することにより、医療従事者の離職防止及び再就業を促進し、医療従事者の充足及び確保を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

- 3 この補助金の交付対象等は次のとおりとする。
 - (1) 補助対象施設は、医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は、同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者が運営をする病院内保育施設であって、別表1に掲げる病院内保育施設の種別に該当し、原則12か月運営し、かつ保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収している施設とする。
 - (2) この補助事業の実施主体は、社会福祉法人及び一般社団法人又は一般財団法人等、その他知事が認める者とする。（以下「補助事業者」という。）
 - (3) この補助金の対象事業は、(2)に掲げる法人等が、2に掲げる目的をもって職員等の委託を受けて乳児または幼児に対し必要な保護を行う事業とする。ただし、香川県の予算の範囲内で補助金を交付するものとし、香川労働局が実施する事業所内保育施設設置・運営等支援助成金等との重複補助は認めない。

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、別表1に定める病院内保育所の種別に応じ、別表2に定める基準額と対象経費の実支出額を、病院内保育所保有施設ごとに比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 5 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (5) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入

控除税額を県に返還しなければならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙1による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに県に提出するものとする。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、6に定める申請手続に従い、知事が別に定める日までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

- 8 6の補助金の交付の申請があった場合、知事は当該申請に係る書類の審査又は実地調査を行い、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 知事は、必要と認める場合は予算の範囲内において概算払をすることができるものとする。

(実績報告)

- 10 この補助金の実績報告は、別紙2による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日(5により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日)又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

(補助金の額の確定)

- 11 知事は、10により提出された実績報告の審査を行い、当該報告に係る補助事業の成果がこの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 12 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その越える部分について県に返還することを命ずるものとする。

(指導・監督等)

- 13 知事は、補助事業者に対し、補助事業に係る施設及び運営について、関係法令の定めるところにより、補助金の交付の目的が有効に達せられるよう必要な指導、監督を行うものとする。

また、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業者等に対して報告を求め、又はその病院内保育所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問することとする。

(その他)

- 14 特別の事情により、4、6、7及び12に定める算出方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成25年6月14日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度香川県病院内保育所運営費補助金交付要綱は廃止する。
- 3 この要綱は平成27年1月6日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は平成28年1月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は平成28年8月10日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

- 6 この要綱は平成 29 年 9 月 4 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
 7 この要綱は平成 30 年 10 月 15 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
 8 この要綱は令和元年 12 月 6 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
 9 この要綱は令和 2 年 10 月 21 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
 10 この要綱は令和 3 年 9 月 28 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(別表 1) 病院内保育所の種別

種 別	基準項目	保育児童数	保育時間	保育士等数
A型特例		1人以上4人未満	8時間以上	2人以上
A 型		4人以上	8時間以上	2人以上
B 型		10人以上	10時間以上	4人以上
B型特例		30人以上	10時間以上	10人以上

- 1) 種別を決定するに当たっては、各基準項目をすべて満たしていなければならない。
- 2) いずれの種別においても、原則 12 か月運営し、かつ、保育料として 1 人当たり平均月額 10,000 円以上徴収していること。
- 3) 「保育児童数」とは、医療従事者が養育する就学前の 6 歳未満の乳幼児数をいう。
- 4) 「保育士等数」とは、直接保育に従事する職員数をいう。

(別表 2)

基 準 額	対象経費	補助率
<p>各病院内保育所につき、1により算定した基本額より別に定める保育料収入相当額を控除の上、別に定める病院内保育所の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と、2により算定した加算額の合計額とする。</p> <p>1 基本額 (A型特例) 1人×180,800円×(運営月数) (A 型) 2人×180,800円×(運営月数) (B 型) 4人×180,800円×(運営月数) (B型特例) 6人×180,800円×(運営月数)</p> <p>2 加算額 ア 24時間保育を行っている保育所 23,410円×運営日数 イ 病児等保育を行っている保育所 187,560円×運営月数 ウ 緊急一時保育を行っている保育所 20,720円×運営日数 エ 児童保育を行っている保育所 10,670円×運営日数 オ 休日保育を行っている保育所 11,630円×運営日数</p>	<p>病院内保育所の運営に必要な給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、委託料(上記経費に該当するものとする。)</p>	<p>2/3</p>

- 1) 「負担能力指数」とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の病院内保育所の運営に係る設置者負担見込額で除して得た値をいう。
- 2) 「病児等保育」の加算対象となる児童は、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童、若しくはそれと同様の状況にある保育所に通所していない児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童をいう。

病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員を1名以上配置すること。なお、病児等の児童数が2名を超える場合には、病児等2名に対し看護職員1名の配置を基本とする。

3) 「緊急一時保育」の加算対象となる児童は、24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の乳児または幼児であって、医療機関からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難な児童（小学校低学年を含む）をいう。

対象となるサービスは、病院内保育所が予め契約をしている保育サービスを提供する事業者と契約をしており、かつ保育サービス提供者への支払を当該病院内保育所の会計で行い、当該児童を保育したことにより院内保育所がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合とする。

対象となるサービス提供事業者は、認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育提供事業者が行う保育を対象とし、公立保育所、認可保育所県または市町が行う行政措置及び家庭並びに同居の親族が行う保育については対象としない。

4) 「児童保育」の加算対象となる児童は、病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童（以下、「放課後児童」という。）をいう。

放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい）を1名以上配置すること。

5) 「休日」とは、日曜日、祝日並びに12月29日から翌年1月3日をいう。

【保育料収入相当額】

保育料収入相当額は、24,000円に保育月数を乗じた金額の合計とする。

また、保育料収入相当額の算出に当たっては、対象となる保育児童上限数は表のとおりとする。

種別	保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

【設置者の負担能力指数による調整率】

設置者の負担能力指数による調整率は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄の負担能力指数ごとにそれぞれの同表の右欄に掲げる数値とする。ただし、補助を受けようとする年度の4月1日時点で、病院内保育所開設後3年を経過していない施設にあつては適用しない。

区 分	負担能力指数*	調整率
基 本 額	5未満	1.0
	5以上20未満	0.8
	20以上	0.6

*負担能力指数 =
$$\frac{\text{病院内保育所設置病院の補助を受けようとする年度の
前々年度の病院決算における当期剰余金}}{\text{補助を受けようとする年度の病院内保育所運営に係る
設置者負担額（この補助金交付前の額）}}$$

香川県知事 殿

補助事業者
住所（〒 ）
氏名

年度香川県病院内保育所運営費補助金の交付申請について

標記について次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- 香川県病院内保育所運営費補助事業所要額調書（様式1－（1））
- 香川県病院内保育所運営事業計画書（様式1－（2））
- 保育施設調書（様式1－（3））
- 設置病院決算状況調書（様式1－（4））
- 病院内保育施設予算内容及び設置者負担額調書（様式1－（5））
- 月別保育人員等調書（様式1－（6））
- 病院内保育施設の運営収支状況調書（様式1－（7））
- 保育施設等調書（様式1－（8））
- 保育士等職員給与明細書（様式1－（9））
- 歳入歳出予算書の抄本
- 県税に滞納がない旨の証明書（個人県民税、延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く）
- 委託契約書（写）（病院内保育所を委託する場合）
- 病院内保育所の保育料が規定された規則等の書類
- 保育士免許（写）
- 直近の保育所指導監査結果通知（写）
- 直近の保育所指導監査結果による改善報告書（写）（文書指導を受けた場合）
- その他参考となる資料

香川県知事 殿

補助事業者
住所（〒 ）
氏名

年度香川県病院内保育所運営費補助事業実績報告について

年 月 日 第 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る
事業実績については、次の関係書類を添えて報告します。

1 精 算 額 金 円

2 添付書類

- 年度香川県病院内保育所運営費補助事業所要額精算書（様式1）
- 年度香川県病院内保育所運営費補助事業実績報告書（様式2－（2）、様式2－（3））
- 保育士等職員給与費明細書（様式3）
- 年度病院内保育所加算保育実績報告書（加算保育を実施した場合）
- 歳入歳出決算書抄本
- 委託費の精算書（病院内保育所を委託した場合）
- 保育士免許（写）（交付申請時に提出した保育士免許（写）に変更がある場合）
- その他参考となる資料

香川県知事 殿

補助事業者名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号で交付決定を受けた香川県病院内保育所運営費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要返納相当額）

金 _____ 円

- 3 添付書類

2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳等